

法 務 省 権 啓 第 3 2 号
令 和 8 年 3 月 1 2 日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 殿

法務省人権擁護局人権啓発課長
(公 印 省 略)

第 4 5 回全国中学生人権作文コンテストの実施等について (依頼)

当省の人権擁護行政の推進につきましては、平素から格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

当省では、次代を担う中学生に、人権をテーマとする作文を書くことによって、人権尊重の重要性等についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうこと等を目的に、毎年、「全国中学生人権作文コンテスト」(以下「本コンテスト」といいます。)を実施しているところです(「子どもの人権を擁護するための学校等と法務省の人権擁護機関との更なる連携強化について」(平成 3 0 年 1 2 月 2 6 日付け法務省権啓第 9 3 号当職ら依頼)の記第 1 の 2 参照)。貴省を始め、学校関係者等、様々な方々の御理解・御協力をいただき実施しており、第 4 4 回大会には、7 2 万編を超える作品が寄せられました。

令和 8 年度は、第 4 5 回大会を別紙 1 のとおり実施いたします。

貴職におかれましては、引き続き、その実施について御協力いただくとともに、各学校及び教育委員会(私立学校にあっては知事部局)に対し、本コンテストの実施及び応募の呼び掛け等への協力について特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

また、本コンテストの入賞作品を活用した人権啓発資料(別紙 2 参照)の積極的な活用についても、併せて周知等していただくよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、学校における働き方改革の観点から、引き続き学校での審査を不要としておりますことを申し添えます。

第 4 5 回全国中学生人権作文コンテストの実施について

法務省では、昭和 5 6 年度から、次代を担う中学生が人権問題についての作文を書くことにより、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけること等を目的として「全国中学生人権作文コンテスト」を実施しています。

令和 8 年度の第 4 5 回全国中学生人権作文コンテストについて、以下のとおり実施しますので、お知らせします。

※ 「5 実施方法」のとおりに地方大会を実施しますので、応募方法等の詳細については、法務局又は地方法務局へお問い合わせください。

1 主催

法務省、全国人権擁護委員連合会

2 後援

文部科学省、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、公益財団法人日本サッカー協会、公益財団法人日本バスケットボール協会

3 協賛・協力

公益財団法人人権教育啓発推進センター、公益財団法人人権擁護協力会

4 趣旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作文を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

5 実施方法

法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会は、適宜の方法により、法務局・地方法務局ごとに地方大会を実施し、下記 7 (1) の推薦基準に従いその代表作文を法務省及び全国人権擁護委員連合会に推薦する。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、地方大会から推薦された代表作文について、下記 8 の中央大会審査会において審査を行い、表彰する。特に優秀な

作品については、表彰式を実施する。

6 応募規定

(1) 対象

ア 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒

イ 上記アのほか、外国人学校その他の教育施設に在学する者であって中学生に準ずる生徒

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た自己の体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考察したことなどを題材としたものとする。

(3) 応募原稿の枚数

学校名、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

(4) 作文の様式

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とする。

(5) その他

作文の創作に当たっては、上記4の趣旨及び(2)の内容に沿ったものとする。

特に、以下の点に注意すること。

ア 応募作文は、未発表のものに限る。

イ 盗作や不適切な引用等、既に発表済の著作物を不正に利用した作文を提出したものと認められた場合は、審査の対象とならない。

ウ 生成AIの利活用等により自己の体験等や考察に基づくことなく創作した文章を自己の作文として提出したものと認められた場合は、審査の対象とならない。

7 推薦基準等

(1) 推薦基準

地方大会の代表作文数は、その応募総数に応じて、次のとおりとする。

7, 000 編未満の場合	1 編
7, 000 編以上 30, 000 編未満の場合	2 編
30, 000 編以上 50, 000 編未満の場合	3 編
50, 000 編以上 70, 000 編未満の場合	4 編
70, 000 編以上 90, 000 編未満の場合	5 編
90, 000 編以上 110, 000 編未満の場合	6 編
110, 000 編以上の場合	7 編

(2) 推薦期限

令和 8 年 1 月 18 日（水）

8 中央大会審査会

上記 7 に基づき地方大会から推薦された代表作文について、中央大会としての審査を次の審査員（予定）により行う。

- (1) 有識者
- (2) 一般社団法人日本新聞協会事務局長
- (3) 日本放送協会解説委員
- (4) 公益財団法人日本サッカー協会専務理事
- (5) 公益財団法人日本バスケットボール協会事務総長
- (6) 文部科学省初等中等教育局視学官
- (7) 全国人権擁護委員連合会会長
- (8) 法務省人権擁護局長

9 表彰等

(1) 入賞発表の日（予定）

令和 9 年 1 月 26 日（火）

(2) 表彰（予定）

ア 内閣総理大臣賞	(1 編)
イ 法務大臣賞	(1 編)
ウ 文部科学大臣賞	(1 編)

エ	法務副大臣賞	(1 編)
オ	法務大臣政務官賞	(1 編)
カ	全国人権擁護委員連合会会長賞	(1 編)
キ	一般社団法人日本新聞協会会長賞	(1 編)
ク	日本放送協会会長賞	(1 編)
ケ	公益財団法人日本サッカー協会会長賞	(1 編)
コ	公益財団法人日本バスケットボール協会会長賞	(1 編)
サ	法務事務次官賞	(3 編)
シ	法務省人権擁護局長賞	(2 5 編)
ス	奨励賞	(若干編)

(3) 感謝状

以下の中学校等に対して、主催者から感謝状を贈呈する。

ア 地方大会の代表作文の応募者が在学する中学校等

イ 感謝状を贈呈する相当の理由があると認められる中学校等

(4) 表彰日 (予定)

令和 9 年 2 月頃

10 その他

(1) 応募作文は、返却しない。

(2) 応募作文の著作権（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 7 条及び第 2 8 条に規定する権利を含む。）は、主催者に帰属するものとする。

(3) 応募者の個人情報、応募作品の審査や本コンテストに関する連絡のため、必要な範囲でのみ使用する。

(4) 中央大会への推薦作文については、応募者及びその保護者の同意を得た上で、応募者の学校名、学年、氏名及び応募作文の題名を法務省ホームページにおいて公表するとともに、法務事務次官賞以上を受賞した作品については、同ホームページ及び法務省が作成する作文集等の冊子においてその内容を公表する。また、その他の推薦作文の内容についても、同様に公表することがある。

なお、作文の公表に当たっては、応募者の意向に基づき「学校名」、「学年」、「氏名」を非公表とすることがある。

おって、作文の公表に当たっては、作文の趣旨を損なわない範囲で一部修

正することがある。

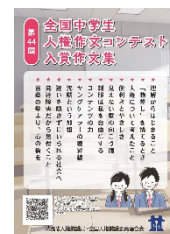
- (5) 法務省は、上記(4)の公表作文について、法務省以外の第三者による刊行物への掲載を許可することがある。

全国中学生人権作文コンテスト入賞作品を活用した人権啓発資料

1 入賞作文集

主な入賞作品について、「全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集」として冊子に編集して配布するとともに、法務省ホームページへ掲載しています。

URL : <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html>



2 入賞作文（英語版）

第34回大会以降の優秀作品について、英語に翻訳の上、法務省ホームページへ掲載しています。

URL : https://www.moj.go.jp/EN/JINKEN/m_hisho06_00018.html



3 近年の入賞作品を題材とした人権啓発動画

法務局・地方法務局又はその支局や、（公財）人権教育啓発推進センターの人権ライブラリーでは、近年の入賞作品を題材とした人権啓発ビデオの貸出しを行っています。

また、これらの人権啓発ビデオは、YouTube 法務省チャンネルでもご覧いただけます。

- ・人権ライブラリー <https://www.jinken-library.jp/>
- ・人権啓発ビデオギャラリー <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>
- ・YouTube 法務省チャンネル <https://www.youtube.com/user/MOJchannel>

① 第40回全国中学生人権作文コンテスト朗読動画

第40回大会の入賞作品（内閣総理大臣賞、法務大臣賞、文部科学大臣賞、第40回大会記念賞）の朗読動画に、イラストを組み合わせ映像化したものです。

本作品は、法務局等での貸出しは行っておらず、YouTube 法務省チャンネルのほか、第40回大会の特設サイト (https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken40_2021.html) でご覧いただけます。

② 私たちの声 3人の物語

～「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品をもとに～

入賞作品3作品を原案として、作者の中学生が人権について考えを深めていく過程をドラマ化した人権啓発ビデオです。

③ 未来を拓く5つの扉

～全国中学生人権作文コンテスト入賞作品朗読集～

入賞作品5作品を、俳優の濱田龍臣さん・AKB48の大和田南那さんによる朗読に、アニメーションやイラストを組み合わせ映像化したものです。

また、朗読のほか、本コンテスト中央大会審査員長で作家の落合恵子先生からのメッセージも収録されています。

④ わたしたちが伝えたい、大切なこと

～アニメで見る全国中学生人権作文コンテスト入賞作品～

入賞作品3作品を題材として、作者の中学生が人権について考えを深めていく過程をアニメ映像化したものです。

● 人権教室について

法務局・地方法務局又はその支局では、人権啓発ビデオ等を使用した人権教室（※）の依頼を随時受け付けています。

詳しくは、お近くの法務局又は地方法務局（連絡先は裏面参照）にお問い合わせください。

※人権教室 人権擁護委員会が中心となって、総合的な学習の時間等を利用して、いじめ等について考える機会を作ることによって、思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的として実施している人権啓発活動です。

(https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00100.html)

法務局・地方法務局所在地一覧

名称	所在地		電話
札幌法務局人権擁護部	060-0808	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
函館地方法務局人権擁護課	040-8533	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-23-7511
旭川地方法務局人権擁護課	078-8502	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎	0166-38-1111
釧路地方法務局人権擁護課	085-8522	釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎	0154-31-5014
仙台法務局人権擁護部	980-8601	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎	022-225-5739
福島地方法務局人権擁護課	960-0103	福島市本内字南長割1-3	024-534-1994
山形地方法務局人権擁護課	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	023-625-1321
盛岡地方法務局人権擁護課	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-624-9859
秋田地方法務局人権擁護課	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018-862-1443
青森地方法務局人権擁護課	030-8511	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎	017-776-9024
東京法務局人権擁護部	160-0004	新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階	0570-011-000
横浜地方法務局人権擁護課	231-8411	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-641-7926
さいたま地方法務局人権擁護課	338-8513	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	048-859-3507
千葉地方法務局人権擁護課	260-8518	千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎	043-302-1319
水戸地方法務局人権擁護課	310-0061	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎	029-227-9919
宇都宮地方法務局人権擁護課	320-8515	宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮法務総合庁舎	028-623-6333
前橋地方法務局人権擁護課	371-8535	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	027-221-4466
静岡地方法務局人権擁護課	420-8650	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054-254-3555
甲府地方法務局人権擁護課	400-8520	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	055-252-7239
長野地方法務局人権擁護課	380-0846	長野市大字長野旭町1108 長野第2合同庁舎	026-235-6611
新潟地方法務局人権擁護課	951-8504	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎	025-222-1563
名古屋法務局人権擁護部	460-8513	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-952-8111
津地方法務局人権擁護課	514-8503	津市丸之内26-8 津合同庁舎	059-228-4193
岐阜地方法務局人権擁護課	500-8729	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058-245-3181
福井地方法務局人権擁護課	910-8504	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-5090
金沢地方法務局人権擁護課	921-8505	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076-292-7804
富山地方法務局人権擁護課	930-0856	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	076-441-0550
大阪法務局人権擁護部	540-8544	大阪市中央区大手前三丁目1番41号 大手前合同庁舎	06-6942-9496
京都地方法務局人権擁護課	602-8577	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197	075-231-0131
神戸地方法務局人権擁護課	650-0042	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	078-392-1821
奈良地方法務局人権擁護課	630-8301	奈良市高畑町552番地 奈良第二地方合同庁舎	0742-23-5457
大津地方法務局人権擁護課	520-8516	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-522-4673
和歌山地方法務局人権擁護課	640-8552	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎	073-422-5131
広島法務局人権擁護部	730-8536	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎3号館	082-228-5790
山口地方法務局人権擁護課	753-8577	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-922-2295
岡山地方法務局人権擁護課	700-8616	岡山市北区南方1-3-58	086-224-5656
鳥取地方法務局人権擁護課	680-0011	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	0857-22-2289
松江地方法務局人権擁護課	690-0886	松江市母衣町50番地	0852-32-4200
高松法務局人権擁護部	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館	087-821-7850
徳島地方法務局人権擁護課	770-8512	徳島市徳島町2-17 徳島法務総合庁舎	088-622-4171
高知地方法務局人権擁護課	780-8509	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	088-822-3331
松山地方法務局人権擁護課	790-8505	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎	089-932-0888
福岡法務局人権擁護部	810-8513	福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎	092-739-4151
佐賀地方法務局人権擁護課	840-0041	佐賀市城内2-10-20 佐賀合同庁舎	0952-26-2148
長崎地方法務局人権擁護課	850-8507	長崎市万才町8-16 長崎法務合同庁舎	095-826-8127
大分地方法務局人権擁護課	870-8513	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎	097-532-3161
熊本地方法務局人権擁護課	862-0971	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎	096-364-2145
鹿児島地方法務局人権擁護課	892-8511	鹿児島市山下町13-10 鹿児島第三地方合同庁舎	099-219-2100
宮崎地方法務局人権擁護課	880-8513	宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎	0985-22-5124
那覇地方法務局人権擁護課	900-8544	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	098-854-1215